

令和6年度第2回松本市上下水道事業経営審議会会議録 要旨

令和6年8月29日 午後1時30分

松本市上下水道局 第1会議室

1 議事

- (1) 水道料金体系について
- (2) その他

2 出席者

(1) 委員

会 長	山 沖	義 和
委 員	山 口	正 雄
//	柳 澤	勝 久
//	岩 垂	学
//	猪 股	やよい
//	小 林	弘 也
//	藤 井	佳 子

(2) 事務局

上下水道局長	向 井	津 富
総務課長	中 川	修
営業課長	田 中	智絵子
給排水設備担当課長	田多井	清 純
上水道課上水道計画担当係長	遠 藤	浩
下水道課長	百 瀬	久 芳
総務課総務担当	西 村	朋 子
//	三 村	育 江

- 委員 資料6ページの右側の円グラフですが、一般家庭向きなのは口径13mmなので、92%が一般家庭、そして、その一般家庭からの収入が約30億で、使っている水は73%という理解で合っていますか。
- 事務局 おおむね、そのとおりです。30mm以上の大口の使用者は、全体の1%ですが、水道料金の22%をお支払いいただいています。
- 委員 料金体系の考え方として、使えば使うほど安くなるという基本的な考え方はありますか。
- 会長 民間の財・サービスでは多く使えば安くなるという考え方が一般的かもしれません。使うほど高くなる逓増制や逆の逓減制については、後ほど検討したいと思います。
- 委員 松本市ではどのくらいの水を作り、どのくらい料金を徴収できているのでしょうか。
- 事務局 事業年報4年度の有収水量は配水量の87.6%、令和5年度の有収率は86.4%です。漏水対策をしても、松本市の有収率は低いということでしょうか。有収水量に対して、消防用など収入が入らない無収水量があるため、有収水量以外が漏水ということではありません。令和4年度の漏水割合は9.5%です。
- 委員 令和2年度の有収率は85.6%ですので、令和5年度は0.8%上がったということになります。しかし、全国的に80%台というのは低い数値だったと思います。それだけ老朽化が進んでいるということでしょうか。
- 会長 老朽管の更新率が低いということは前回の資料にありました。次回、漏水についての資料をお示しいただきたいと思います。
検討課題の①「一部料金制」か「二部料金制」かについて、委員の質問やご意見を求めます。
- 委員 料金収入に占める基本料金の割合をお聞きします。
- 事務局 基本料金の占める割合は約35%、残りが従量料金です。
- 委員 二部料金制には賛成します。基本料金と従量料金に分けることは、使用者の負担面から良いと思います。
- 会長 この課題については、今までどおりに二部料金制を採用するというところでよろしいで

しょうか。

(委員了承)

会長 次の検討課題は「基本水量無し」とするか「基本水量付き」とするかです。口径別を採用している事業体の半数強が「基本水量付き」を採用しています。松本市は現在「基本水量無し」ですがどうすべきかを考えたいと思います。

(資料8、9ページ 事務局からの説明)

委員 月の使用量が10m³以下の13mmの件数はどのくらいあるのでしょうか。

事務局 およそ2万件です。現在、水道料金は、基本水量無しですが、下水道使用料は、10m³の基本水量付きとしています。

会長 松本市には学生も多く、使用者の2割程度は、月に10m³も使用していないということですね。

事務局 資料3ページに記載のとおり、口径別で基本水量付きの事業体が半数以上ありますが、近年核家族化が進み、一人、二人世帯が増えて、使用水量が少ない世帯も多くいます。月に基本水量程度を使わない世帯にとっては、不公平感を感じるともいわれており、料金改定の際に基本水量を減らす、基本水量をなくす事業体が増えている傾向があります。

委員 昭和50年の料金改定の際に基本水量10m³を廃止した理由は分かりますか。

事務局 残された資料に明確な記載はありませんでしたが、昭和50年の改定で用途別から口径別に、基本料金付きから無しに変えたわけですが、全体的な考え方として、大口需要者に負担してもらい、一般家庭の負担は極力軽くしていくという考え方があったように見受けられました。

会長 資料の14ページを見てください。水道事業は固定費、需要家費の割合が大きく、変動費は小さくなっています。民間企業においては、固定費を基本料金で回収することが一般的かもしれませんが、水道事業においては、固定費を従量料金に振り分けています。基本料金の割合を高くする考え方もありますが、使用水量に応じて料金がかかる方が分かりやすい面があるのだと思います。

基本水量付きへの変更は影響が大きく、不満を感じるのではないのでしょうか。県内

19市は基本水量をつけていない方が多いです。

委員 基本水量付きになると、全く水を使わなかった世帯も高くなり不公平に感じます。

会長 今後、少子高齢化が進み、世帯人数が減っていく面もありますし、学生や単身赴任という単身世帯もありますので、使用水量が少ない使用者に配慮して、先ほど申しあげましたが、これまでどおり、基本水量無しで進めることとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

会長 次の検討課題③「用途別」「口径別」「その他」について、委員の質問やご意見を求めます。

委員 11ページに、13mmと16mmとありますが、松本市には16mmはないということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 用途別についてですが、松本市では料金体系の中で、用途別にも分けているのでしょうか。

会長 従量料金において浴場営業用や臨時給水などを用途別に分けていますが、基本料金は、口径別に金額を決めています。
臨時給水とはどのようなものですか。

事務局 臨時的に使われるもの、例えば建築現場などです。

会長 松本市の現状は口径別になっているということですので、このまま口径別を採用するということがよろしいでしょうか。

(委員了承)

会長 最後の課題「逡増」「逡減」「その他」について事務局から説明願います。

(資料12、13ページ 事務局からの説明)

委員 13ページの緑色のラインが、単一料金にした場合ということですが、いくらだと見

込んでいますか。

事務局 令和5年度において仮に単一料金であった場合、おおむね130円前後です。日本水道協会の算定要領においては、単一料金が望ましいとしています。しかし、単一料金にした場合、安価にしていた使用水量が少ない場合の単価が大きく変わることになってしまいます。今回の料金改定においては急激な料金改定を避け、今後、逡増度の上がり幅を緩めていくことなどを検討していけばどうでしょうか。

会長 もしかすると将来的には単一料金にするかもしれないけれど、それまでは制度的には逡増制で、安い単価と高い単価にどれだけ差があるか、その差を緩やかにしていくことを検討していくということですね。

委員 水道料金同様に、電気料金も使えば使うほど高くなる逡増制でしたが、下水道使用料はどうですか。

事務局 逡増制です。

委員 ガス料金は逡減制ですが、水道料金は逡増制でよいと思います。

会長 10m³から20m³の単価も単一料金にした場合は料金が上がるということですね。

事務局 第2段階の20m³以下までは単価は上がり、30m³を超える第3段階の単価は下がる見込みです。

会長 30m³を超えると単価が下がるとはいえ、単身世帯だけでなく、夫婦二世帯など20m³程度を使う世帯も確実に負担増になりますね。他にご意見ありますか。では、制度的には逡増制ということによろしいでしょうか。

(委員了承)

会長 今後、料金の検討を4年毎に行うこととなりますので、逡増制については、我々が検討しなければいけないと思っています。

4つの課題について、二部料金制、基本水量無し、口径別、従量料金については逡増制と決まりました。残りの資料について、事務局から説明をお願いします。

(14～22ページ 事務局からの説明)

会長 松本市は、ダクタイル鋳鉄管の割合が多くなっています。錆びないし、耐用年数も長くなるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。内部がコーティングされていますので、耐用年数も長くなります。

会長 ポリエチレン管や塩ビ管も長持ちすると聞きましたが、どの管をどのような時に使うのか決まっているのでしょうか。

事務局 ポリエチレン管は耐震性があると判断していますが、口径が大きくなると施工性が悪くなるため、口径が大きいものはダクタイル鋳鉄管を使っています。

委員 減価償却は法定耐用年数で行っているということでしたね。

事務局 そのとおりです。

委員 今後の予定として、次回、料金案を示されて残り3回で答申を作成するというのですか。

事務局 10月の審議会で料金案をお示しして、12月、2月と審議会を開催する予定ですが、審議の状況によっては、回数を増やすことや答申を先に延ばすこともあると思います。

会長 以上をもちまして本日の議事が終了しました。